

技能検定受検申請後の留意事項

下記の点についてご留意願います。

- ① 事前に欠席する旨連絡をいただいた場合においても、受検料は返金できませんので、ご了承願います。
- ② 同一事業所における受検者の申請差し替えはできません。
- ③ 受検申請時に免除申請を行わないで、後日、学科試験又は実技試験のどちらかを合格していることが判明した場合においては、当該期における免除は受けることはできません。下記による受検申請が必要となります。

(※)前期試験において、未合格の試験を受検して合格した場合、その試験の合格書と既に合格された試験の合格書の双方の写しを、後期試験の受検申請期間内に受検申請書に添付して、改めて申請

(※)の部分:後期試験の場合は、翌年の前期試験の受検申請期間内に申請